

巻頭言

生きる力を蓄える

先日、北海道新聞の「くらし」欄で、子どもシェルター「レラピリカ」が、「自立へ『生きる力蓄えて』—親元に帰れない10代女子の居場所—」と紹介されました。この記事をみた多くの人から「少しでもお役にたちたい」と、ご寄付や応援メッセージをいただきました。ありがとうございます。

「生きる力を蓄える」という言い方に共感します。私は、かねがね子どもには育つ力・生きる力が備わっている、と素直に思っていましたが、よく考えてみると、それは蓄えなければ、自立へ向けて本当の力にならないのです。スマホやEV(電気自動車)は十分に充電しなければ動きませんし、いざという時に馬力が出ません。特に、「人生」において「持久力」は欠かせませんが、それには「蓄える」という視点がとても大切です。

「生きる力」について、瀬戸内寂聴さんは、「自分を誉めて、自信をもつこと」そして「生きることは人を愛すること」と説きました。そのためには、時間をかけて子どもの心の声を聞くことです。それによって信頼と愛が生まれ、自信につながり、その繰り返しによって「生きる力」が蓄えられるのです。

今、子どもの問題を一元的に取り組む「こども庁」の創設が進んでいます。しかし、そこには子どもの生きる力を蓄えるという視点がないように思います。

政府は、「子どもを大事にする」と言いながら、子どもの貧困・児童虐待・学校でのいじめ・少子化など子どもに関する問題は山積みであるにもかかわらず、効果的な政策をとろうとしません。日本の子ども・子育て世代への支出が国際的にみてとても少ないことは世界の常識になっているほどです。そんな日本で組織を新しくつくったからといって子どもたちの状況が突然、変わるわけがありません。それよりも、安心して子育てできる雇用ルールをつくったり、児童虐待については児童相談所の抜本的体制強化を図るべきですし、子どもの貧困との関係では、子どもの多い世帯ほど打撃が大きい生活保護制度の改悪などしてはいけないのです。

「生きる力」を削ぐようなことばかりやってきたからでしょうか、いざ蓄えようとしてもなかなかうまくいきません。「充電」には時間がかかります。焦らず、慌てず、気長に子どもたちと付き合うしかありません。「求めてはいけない、ただ与えるだけ」なのです。思えば、「愛はゆるすこと」と説いたのも寂聴さんでした。かみしめたい一言です。



子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



コタン研修実施報告

弁護士 増田 翔

子どもシェルターレラピリカの事務局増田です。シェルターの運営に事務局として携わっています。事務局としての業務はいくつかありますが、定期的に開催している研修については、私が担当しています。

今年度の研修は、令和3年11月9日に実施しました。

今回の研修では、コタン業務や理念についての確認と、コタンを担当した弁護士からの経験談という2部構成で実施しました。新たにシェルターのプロジェクトチームに加入した弁護士やスタッフだけではなく、これまでレラピリカの運営に関わっていた弁護士にとっても有益な内容でした。

そもそも、コタンとは、入居されているお子さんについて、今後の生活面を整えたり法的な問題を調整するために、お子さんひとりひとりの担当として対応する弁護士のことを指します。コタンは、お子さんに寄り添いお子さんを中心に活動しますが、レラピリカでは、コタンと担当理事という2名の弁護士が対応する点に特色があります。

コタンの業務は多岐にわたりますが、お子さんについての今後の方針を決定することが中心となります。しかし、入居されているお子さんについては、ご家庭の状況やこれまでの成育歴、今後の進路等だけではなく、お子さんご本人の気持ちや性格等まで、さまざまな点で異なります。そのような中で、コタン対応のひとつの指針や手続きをする上での手引きとして、コタンマニュアルがあります。

もっとも、コタンにとって、前例がない対応が必要となる場合もあります。そのような観点からすると、あくまでもマニュアルはひとつの行動指針に過ぎず、お子さんの希望を中心に据えた上で、担当理事やスタッフと共に、意見交換をしながら方針を決定することが重要になります。コタン業務や理念についての確認の部では、以上の点について、改めて確認することができました。

特に、お子さんご本人の選択肢を広げるために、コタンやスタッフが幅広い選択肢を持つということが重要という点については、シェルターの運営に関わる者として、常に意識しなければならないと感じました。

次に、コタンを担当した弁護士からの経験談の部では、具体的な活動内容や改善点等について報告がありました。

経過ごとの活動内容や他機関との連携についての報告の中でも、お子さんとの関係について、お子さんは、コタンである弁護士が相手となると言いたいことを我慢してしまうことや、逆に普段から生活を一緒にしているスタッフに対してはコミュニケーションを取りやすく、コタンとスタッフに対して話すことが異なることがあること、そのためにもお子さんの本心を見極めることが重要、という説明がありました。

そして、お子さんの本心を見極めるために、お子さんとの間で信頼関係を築くことが重要であることや、お子さんと会う回数と信頼度は比例する、という点については、印象的でした。

今後も、シェルターに入居されるお子さんにとって、よりよい将来となるよう今後も定期的に研修を実施したいと考えています。





コタン奮闘記

弁護士 黒坂 頌胤

私は、普段、のんの事務局としてのんの運営に携わっていますが、コタンとしては、本年度担当したAさんの件が初めての経験となります。

コタンに登録してから5年程度経過していたので、いつか自分もコタンを経験してみたいなあと、漠然と感じていましたが、いざ実際にコタンの打診があると相当慌ててしまい、私の場合、一からコタンマニュアルを読み返し(初めてじっくり目を通した気がします)、また、同期のコタン経験者に急いで連絡し、コタン活動の基本的な手続きの流れやノウハウ等を教えてもらうことからコタンの活動が始まりました。

Aさんの件については、Aさんの事情聴取の結果を踏まえ、担当の朝倉理事と今後の方針を決定し、Aさんの家庭内での生活環境の整備、親子関係の修復(再構築)に向け、できるだけ早期に保護者(両親)と話し合いの場を持ち、保護者の意向や保護者のAさんに対する思い等を確認することになりました。

保護者と担当理事・コタンの話し合いは土日を利用して、合計3回実施されました。最初、保護者は相当警戒し、不安になっている様子が窺えました。

しかし、当方より、Aさんがのんに入居するに至った経緯や事情を丁寧に説明し、Aさんがのんで平穏に生活していることを伝えると、保護者も次第に打ち解け、保護者なりのAさんへの思いや現状に対する理解について説明するようになりました。

当初、Aさんの一人暮らしの可能性も視野に入れしていましたが、一人暮らしではなく、今後も自宅で生活させたいという保護者の意向と、保護者との関係性を修復(再構築)した上で自宅に戻りたいというAさんの意向を早期に確認できたことにより、その後の手続きを円滑に進めることができました。

今回のコタンの活動のポイントは、保護者とAさんの互いの心情や要望を調整する役割を果たすことにもあったと思いますが、この点については、当事者の話をよく聞いて、問題解決のためにより適切な

手段・方法と一緒に検討し、選択肢を提供するという、普段の弁護士業務と共通していると感じました。

もっとも、保護者との面談の場では、朝倉理事に重要事項の説明をして頂き、私はあくまで補助的な立場でしたので、今後、同様のケースを担当する機会があれば、コタンとしての意見やアイデアを述べができるように、きちんと事前準備をして臨みたいと思います。

「奮闘」とまではいかないかもしれません、日常業務の合間を縫って、コタンの活動のための時間を十分確保することは、それなりに苦労しました。ただ、担当するケースによって緊急性の程度の差はあれ、助けを求めてのんに辿り着いた子どもを支援する点にコタンの存在意義があると思いますので、コタン在任中は子どものためなら寸暇も惜しまず、という姿勢がコタンの基本になると実感しました。

最後になりますが、Aさんの件は、普段の弁護士業務とは異なり慣れないことが多々あり、また、方針決定からAさんが退居に至るまでの過程が時間的にタイトであり、色々と大変な面もありましたが、朝倉理事やスタッフのアドバイスやご協力のおかげで、比較的早期に保護者との関係性を再構築することができ、Aさんは入居から約3週間後に自宅に戻ることができました。

初めてのコタンの活動は、私なりに苦労した分、活動が終わった後の充実感もひとしおでした。Aさんのコタンとしては、今後、自宅に戻ったAさんが、保護者と良好な関係を維持し、家庭で平穏に生活しつつ、単位を順調に取得し、無事に学校を卒業してもらえた嬉しさです。





スタッフ通信

令和3年12月24日で、「のんの」は、8回目の誕生日を迎えます。

日々感じている事ではあります、毎年この時期になると、開所当時のこと振り返り、皆さんの理解・協力あっての“今”と、感じずにはいられません。

令和3年度の現在は、12人程の方が、「のんの」に来て、旅立っていきました。開所からだと、137人の入居者さんと出会い、そして旅立ちを見送りました。

当たり前ではありますが、137人それぞれの背景があり、137人それぞれが違う課題を抱えています。少しでも良い方向へ向かうようにと、本人はもちろん、関わっている児童相談所の方々、レラピリカの弁護士・スタッフが日々奮闘しています。

「のんの」という施設名は、アイヌ語で『花』という意味です。花は咲く時期も色も形も様々ですが、大切に育てると、どの花も可愛く咲き誇ります。私たちもそのように、入居者さんに寄り添い、向かい合い、大切な将来に向か、人生に携わろうという気持ちを込めて名付けました。

入居者さんたちの大切な時期に、周りの大人達が支援者として適切に関わるためには、チームワークが大事です。弁護士とスタッフとで、方向性を見極め、同じ方向を向いているのか、考えさせられる問題です。

また、日々の業務の中でも、余裕がなければ、落ち着いた対応・判断は出来ず、スタッフ同士でも、考え方や意見の違いもあります。スタッフも年齢も違えば、経験も違う。そのような中での対応の統一は難しく、日々、相談や申し送りが大事になります。限られた時間の中で申し送りをしていますが、勤務と勤務の間では時間が足りず、申し送り用ノートを手書きからパソコンで打ち込むように変えるなど、工夫をしています。

入居者さんとの関わりの中で、上記の事も大切な事ではありますが、「のんの」で過ごす時間、どのように一緒に過ごすのかも、とても重要なことです。話を聞くことはもちろん、一緒にトランプやボードゲームをして遊ぶこと。シェルターという性質上、どうしても運動不足になりがちなため、室内で出来るエクササイズ

を共に行い汗をかくこと。ご飯のリクエストに応え、好きな物を作つてあげること。可能な限り、個々に合わせて一緒に過ごしていると、入居者さんたちは、自分の希望が叶えられること、自分を見て理解してくれる人がいること、大事な存在として扱われていることを、素直に喜んでくれます。そんな入居者さんたちの様子は、表情や態度にも表れてきて、少しでも心が満たされているのだなど、私たちも入居者さんの心の変化を感じことがあります。

一方で、何でもしてあげれば良いわけではなく、その方には何が必要なのか、どこまで手伝い、どこから自力で行ってもらうべきかの判断も、スタッフ内で相談して行います。弁護士も含めての相談が必要であると判断したことは、すぐには結論を出せないことを入居者さんに伝え、皆で、その方のことを考え、答えを出しています。

少人数の施設だからこそ、個々の対応が可能であり、その対応がとても大切であると思います。今後も、入居者さん一人一人に適切な対応ができるように、弁護士、スタッフ共に、進んでいきたいと思います。

今も、十分、皆が頑張っているのは当然で、入居者さんに何をしてあげられるだろうと考え、できることは行っています。それでも、足りないこと、できていないことも、まだまだあると思うので、少しでも不足部分を無くすように、また、日々、支援者側が余裕を持つことができるよう、落ち着いて、明るい気持ちで過ごしたい。そのように思い、実践出来ることが、出会った入居者さんの為でもあると思います。

最後に、レラピリカに関わって頂いているボランティアの皆さんをはじめ、見守って頂いている皆さん、いつもありがとうございます。今後共、宜しくお願ひ致します。





ニュースレター 紹介カードについて

弁護士 館山純士

子どもシェルターレラピリカは、居場所がない十代後半の子ども達の緊急避難場所です。レラピリカは、困っている子どもがいれば、是非、連絡してきてほしいと考えています。ただ、子ども達の認知度は、決して高いとはいえない。レラピリカは、困っている子ども達に、レラピリカの存在を広く知ってほしいと思い、ホームページを充実させ、インスタグラムを開設する等、工夫を重ねてきました。そして、この度、さらなる認知度上昇を目指して、名刺サイズの紹介カードを作成することにいたしました。

北海道には、子ども達の緊急避難場所(子どもシェルター)として、レラピリカの他に、旭川に、ビ・リーブがあります。レラピリカは、ビ・リーブに、共同で紹介カードを作成してみないかと聞いてみたところ、快く協力していただきました。そこで、レラピリカ片面、ビ・リーブ片面の両面で、紹介カードを作成していくことにしました。

まずは、デザイナーの方と協力して、デザイン作成から始めました。私が主に担当者として紹介カード作成を進めていくことになりましたが、デザインのセンスはないので、レラピリカの職員の方からもアドバイスをいただきながら、かわいいイメージの方向でデザインを考えていきました。名刺サイズのカードですので、そこに盛り込むことができる情報はわずかです。正確に伝えようとすると文字ばかりになってしまうのですが、そこまでのスペースはありません。まずは子どもに見てももらうことが一番なので、必要最小限の文字にできるよう協議を重ねました。最終的には、デザイナーの方、レラピリカの職員の方の貴重なアドバイスにより、かわいらしく、かつ、分かりやすい紹介カードのデザインが出来上りました。

やや見切り発車でスタートしたこともあり、どこ

に配布するのかを明確に決めていませんでした。なので、次は、どこに配布するのかを検討することになりました。レラピリカでは、入居したいという連絡がある場合、いったん、内田信也理事長の事務所が電話を受けることになります。ただ、内田理事長の事務所は、普段、通常の弁護士業務をしています。この紹介カードを配布したことで、困っている子ども達がレラピリカにつながることはいいことはありますが、現在そこまでの受け入れ体制を整えることはできていないので、ある程度限定的に配布先を決める必要がありました。協議の結果、特に困っている子ども達が目に触れる機会が多いであろう施設等に絞って配布することにしました。配布先を決める際、事前に紹介カードを設置していただけるかを問い合わせたのですが、いずれの施設からも快諾をいただくことができ、感謝しております。

そして、無事、紹介カードを配布することができました。紹介カードを配布してから数か月が経過していますが、現時点での効果は表れていません。今後、何かしらのきっかけで子ども達の目に触れて、徐々にレラピリカの存在が浸透していくばいいなと思います。

このように文書でまとめると今までの作業ではないのですが、実際に紹介カードを作成するとなると、細かい点まで詰めなければならないので、結構大変な作業でした。ただ、紹介カードを作成する過程で、私自身が子どもシェルターとはどのような存在なのかということを改めて考えることができ、いい機会だったなと思います。

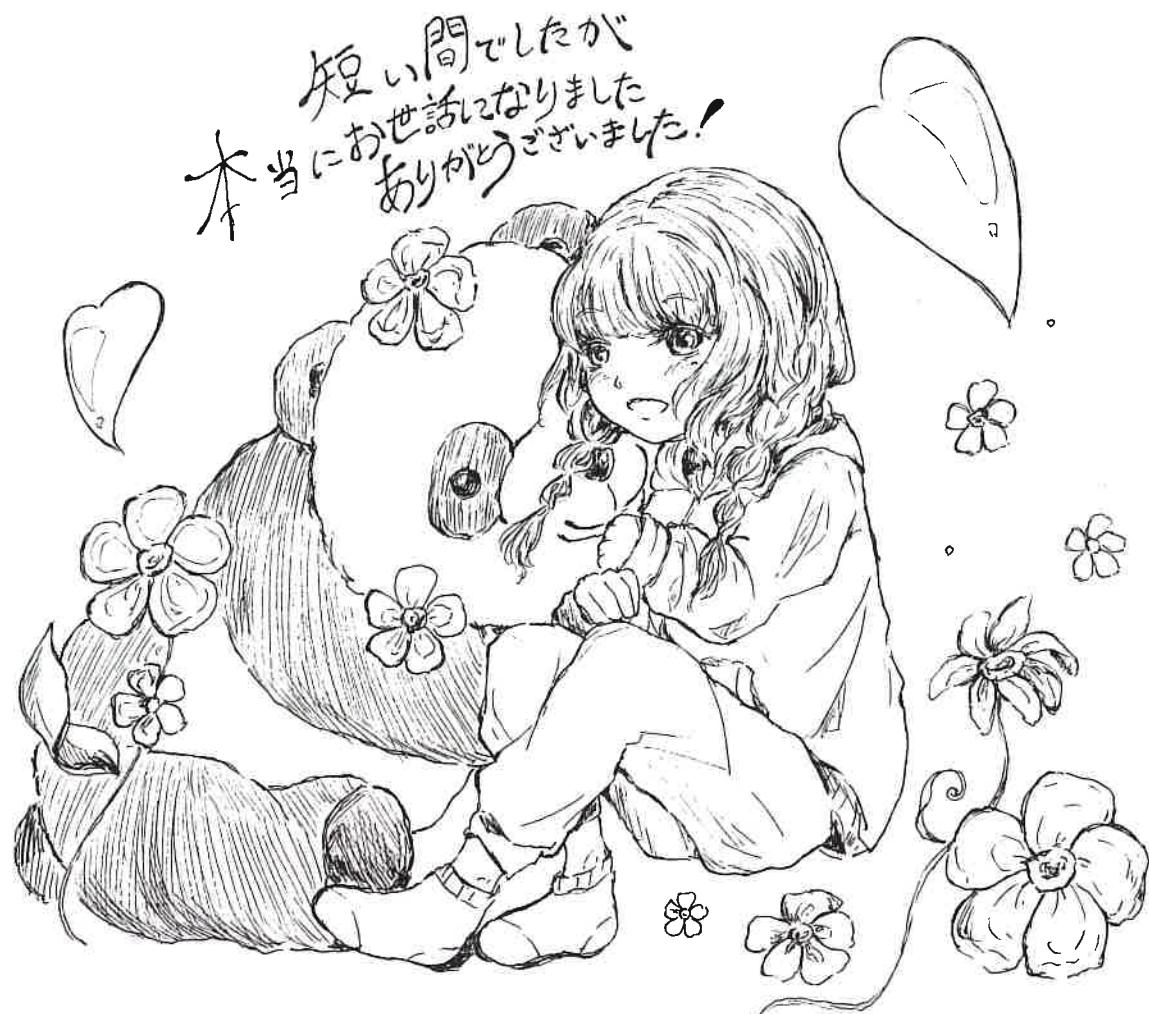
今後は、必要に応じて配布先を拡大していく、ホームページやインスタグラムとも合わせて、徐々に子どもシェルターレラピリカの存在が認知されていけばいいなと思います。





入居者さんのイラスト

入居者が退居にあたってのんへの感謝の気持ちを込めた素敵なイラストを描いてくれましたので、ご紹介させていただきます。





入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人工費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費

※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円



■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871
特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也
郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160



ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。
ニュースレター第15号にてご紹介させていた
だいたい以降、新たにご支援を頂戴いたしました
皆様をご紹介申し上げます。

一般社団法人せいかつ支援機構様
コストコホールセールジャパン様
音田貢様
鈴木純子様



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後でも
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



ようこそ、 レラピリカへ！

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。